

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ⇩ 手付金流れ

**Q** : 私は、自分の家の前にもっている空地を譲渡する予定で50万円の手付金を受け取りましたが、その後、買主の都合により譲渡契約破棄の申出があり、先に受け取った手付金を違約金として受けることになりました。

ところで、この違約金50万円の取扱いはどうなりますか。

**A** : 一時所得の総収入金額に算入することになります。

### 【解説】

一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じたものでも、労務や役務の対価でもなく、更に資産の譲渡等による対価でもない一時的な性質の所得をいいます。

ご質問の場合、あなたが受け取った違約金は、買主の一方的な契約破棄の結果によるものであり、一時所得として課税されることとなります。

ところで、一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額の合計額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額50万円を控除した金額とされていますから、ご質問の場合、ほかに一時所得に係る収入金額がなければ、その違約金については課税されないこととなります。

